

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案の訂正について
- 2 議案第14号 生活改善センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第15号 町有財産（建物）の譲与について
- 4 議案第16号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第17号 山ノ内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第18号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第19号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第20号 山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第21号 山ノ内町し尿等投入施設設置条例の制定について
- 10 議案第38号 平成30年度やまびこ広場リノベーション親水施設工事変更請負契約の締結について
- 11 同意第1号 山ノ内町副町長の選任について
- 12 同意第2号 固定資産評価員の選任について
- 13 陳情第1号 最低制限価格の設定に関する陳情書
- 14 陳情第2号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書を提出する事を求める陳情
- 15 陳情第3号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書
- 16 発委第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出について
- 17 発議第1号 種子法廃止にともなう万全の対策を求める意見書の提出について
- 18 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 19 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 20 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
- 21 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 22 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件……………議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（13名）

1番	山本光俊君	9番	渡辺正男君
3番	湯本晴彦君	10番	児玉信治君
4番	高山祐一君	11番	小淵茂昭君
5番	望月貞明君	12番	小林克彦君
6番	布施谷裕泉君	13番	高田佳久君
7番	徳竹栄子君	14番	西宗亮君
8番	山本良一君		

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長	藤澤光男	議事係長	湯本豊
--------	------	------	-----

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	竹節義孝君	副町長	柳澤直樹君
教育長	柴草隆君	会計管理者	渡辺千春君
総務課長	小林広行君	税務課長	山崎和彦君
健康福祉課長	鈴木隆夫君	農林課長	山本和幸君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	小林元広君
教育次長	大塚健治君	消防課長	町田昭彦君
代表監査委員	中野隆夫君		

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(西 宗亮君) 本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議長(西 宗亮君) 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおり、3月25日の議会運営委員会に町側から4件、議会側から8件の追加議案等の提出がありました。

後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いします。

発言の訂正

議長(西 宗亮君) ここで、9番 渡辺正男君から発言の訂正の申し出がありましたので、会議規則第64条の規定により、これを許可します。

9番 渡辺正男君、登壇。

(9番 渡辺正男君登壇)

9番(渡辺正男君) 大変貴重な時間を割いていただきまして、私の予算審議の中の反対討論の中で、個別施設計画の社会体育館が調査の対象となっておらずという発言がありましたが、私の事実誤認だったようでありますので、その部分は削除させて訂正させていただいて、おわびしたいと思います。よろしくをお願いします。

1 議案の訂正について

議長(西 宗亮君) 議事に入ります。

日程第1 議案の訂正についてを議題とします。

3月20日付で、議案第15号 町有財産(建物)の譲与についての2、譲与の相手方の住所及び名称に誤りがあった旨の訂正の申し出がありましたので、お手元に配付してあります申出書の写しのとおり、訂正を許可したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第1 議案の訂正については、申出書のとおり許可することに決定しました。

本案につきましては、3月20日の本会議において、総務産業常任委員会に審査の付託をしておりますので委員長報告を求めますが、先刻、同議案の訂正が許可されましたので、改めて委員会審査の必要があります。暫時休憩としますので、委員会審査を行ってください。

暫時休憩します。

(休 憩)

(午後 2時03分)

(再 開)

(午後 2時03分)

議長(西 宗亮君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

-
- 2 議案第14号 生活改善センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 3 議案第15号 町有財産(建物)の譲与について
 - 4 議案第16号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 5 議案第17号 山ノ内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 6 議案第18号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(西 宗亮君) 議事に入ります。

日程第2 議案第14号から日程第6 議案第18号までの5議案を一括上程し、議題といたします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。)

議長(西 宗亮君) ただいまの5議案につきましては、去る3月20日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 山本良一君登壇)

総務産業常任委員長(山本良一君) 8番 山本良一。

それでは、審査報告を申し上げます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成31年3月27日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

総務産業常任委員長 山 本 良 一

1. 委員会開催月日 平成31年3月22日・27日
2. 開催場所 第1・2委員会室
3. 審査議案
議案第14号 生活改善センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号 町有財産(建物)の譲与について
議案第16号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 山ノ内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(以上5件 平成31年3月20日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査に関するご説明をいたします。

議案第14号、これ、第14号と第15号は生活改善センターに関する一連のものという形で、一連のご説明をいたします。

下須賀川生活改善センターは、昭和55年、農林水産省の山村地域農林漁業特別支援事業として、国2分の1、町2分の1の補助を受け、地元負担金なく建設されたものですが、国の補助金の返還が必要となる耐用年数38年を経過していることから、町の普通財産に移し、議案第15号に提案されましたように、下須賀川組に譲与するものです。以上、両議案とも質疑、討論の後、全員の賛成で可決すべきものとしております。

続いて、議案第16号、資金積立基金設置条例の一部改正案についてですが、今回は2つの案件が同時に提案されております。

まず、1つ目は、森林経営管理法の成立に伴い、市町村に新たな森林管理システムの構築義務が生じることとなりまして、その構築の財源として、森林環境譲与税（仮称）が県や市町村に譲与されることとなっております。今議案は、この財源の受け入れと活用を目的とした基金設置条例です。審査に当たっては、目的あるいは当町への予想される配分見込額等、配分の基準を含め確認いたしました。

次に、2つ目は、介護保険において新たに保険者機能強化調整交付金制度がつけられたことを受け、配分される地域支援事業費の受け入れ先を介護保険支払準備基金とするとの内容のものです。審査に当たっては、私どもの所管ではない健康福祉課より委員会にご出席いただきまして、当町の介護保険運営について微に入り細に入り質疑をさせていただきました。特に被保険者の保険料余剰金の繰り入れ先と支援事業費がごちゃまぜになるのではという問題を指摘いたしましたところ、担当のほうでは、それぞれの金額を明記して判別できるような形での事務処理をするとの回答を得ております。以上の審査の後、討論、採決、全員の賛成で可決すべきものといいたしました。

議案第17号につきましては、上位法の改正に伴い、非常勤消防団員の退職報償金の支給に関する条例を改正するもので、勤務年数の算定に関して従来は引き続き3年以上に限りとされておりましたものを削除し、1年以上の期間でも対応できるものとする変更で、討論、採決の結果、全員の賛成で可決いたしました。

ちなみに、条文には1年未満の場合はその限りではないという記載がされておりますことから、1年で対応できるものという解釈でございます。

議案第18号に関しては、働き方改革関連法案の成立を受けまして労働基準法が一部改正され、長時間労働の是正措置として罰則つきの上限が規定されました。これに伴い、人事院においても2月1日、規則の一部改正をいたしました。以上の経緯から、国と地方の権衡原則から、時間外勤務命令に上限をつけるなど必要な措置を講ずる必要が生じております。今回の条例の一部改正は、上限時間を1カ月について45時間、かつ1年につき360時間などとし、2月から8月の平均を80時間以内とする、また、人事院規則に準じた内容を規定した規則を新たに制定するもので、質疑、討論の結果、全員の賛成が得られましたことを報告いたしておきます。

以上です。

議長（西 宗亮君） これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第14号 生活改善センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に対し質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第14号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（西 宗亮君） 起立全員です。

したがって、議案第14号 生活改善センター設置条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号 町有財産（建物）の譲与について質疑を行います。

12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 12番 小林克彦です。

今の審査報告の中で審査経過を伺いますが、先ほどの説明ですと、財源は国と町と。地元はなしというご説明ございましたが、私どもは積み立てをして町へ納入してきた経過があると思っています。何%かその数字は今定かではございませんが、返済が終わったただけけれども、名義が地元にならないのと言ったら、それは非公式の席ではございましたけれども、償却が終わった段階でという説明がございましたが、その辺の町側の説明はいかがでしたか。

議長（西 宗亮君） 8番 山本良一君。

総務産業常任委員長（山本良一君） お答えします。

農林漁業、特別がつく支援事業という形になっておりまして、建設に関しては2分の1と2分の1という形でございます。維持管理というような形の中で地元がずっとご負担いただいているという説明も受けております。それから、もう1点、火災保険という問題もありますが、それに関しても地元より徴収してお支払いいただいているという説明も受けております。

以上です。

議長（西 宗亮君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第15号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（西 宗亮君） 起立全員です。

したがって、議案第15号 町有財産（建物）の譲与については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第16号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（西 宗亮君） 起立全員です。

したがって、議案第16号 山ノ内町資金積立基金設置条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号 山ノ内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第17号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(西 宗亮君) 起立全員です。

したがって、議案第17号 山ノ内町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第18号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第18号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(西 宗亮君) 起立全員です。

したがって、議案第18号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 7 議案第19号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 8 議案第20号 山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 9 議案第21号 山ノ内町し尿等投入施設設置条例の制定について

議長(西 宗亮君) 日程第7 議案第19号から日程第9 議案第21号までの3議案を一括上程し、議題といたします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会議務局長藤澤光男君議題を朗読する。)

議長(西 宗亮君) ただいまの3議案につきましては、去る3月20日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。
布施谷社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 布施谷裕泉君登壇)

社会文教常任委員長(布施谷裕泉君) 6番 布施谷裕泉です。

それでは、審査報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成31年3月27日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

社会文教常任委員長 布施谷 裕 泉

1. 委員会開催月日 平成31年3月22日
2. 開催場所 第3・4委員会室
3. 審査議案

議案第19号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 山ノ内町し尿等投入施設設置条例の制定について

(以上3件 平成31年3月20日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第19号、議案第20号、議案第21号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査の概要を報告させていただきます。

まず、議案第19号ですけれども、これは国の省令改正に伴う町の条例改正ということになっております。災害援護資金の貸し付けにつきましては、災害救助法が適用された市町村ということが対象ということでございます。改正前につきましては保証人を立てることが前提となっておりますけれども、改正により変更されております。改正後ですけれども、保証人に関しましては、立てる場合は3%を無利子にする、保証人を立てない場合は3%を1.5%にするということで改正されております。採決では全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第20号でございますけれども、これは省令の一部改正による町の条例改正ということでございます。解釈の変更はないんですけれども、これをより明確にしたという条例改正でございます。条件につきましては、教員免許はあるが更新をしていない人や特別支援

学校の免許証のみを有しているという人も可能というところになったということが明確にしております。また、10号を新設いたしまして、高等学校を卒業していなくても放課後児童支援ができる、可能にするというふうなことも含まれております。人材確保を前提にした内容と改正されているということでございます。これにつきましても、採決では全会一致で原案のとおり可決すべきものというふうに決定いたしました。

続きまして、議案第21号でございますけれども、これについては、し尿投入を可能にするための新たな条例設置ということでございます。一般廃棄物として健康福祉課が所管しますし尿投入施設に限り審査をさせていただきました。提出されました図面を参考に説明をいただきましたけれども、質疑の中では、貯留タンクについての質問と維持管理に関する質問が多く出されておりました。どのような使い方をするのかということでは、投入の時間帯が重なることへの負担軽減が主な目的だというふうな説明がございました。課題といたしまして、公共下水道施設に併設された施設ということで、維持管理は建設水道に委託するという説明ございましたけれども、しっかり連携をとって進めていただきたいということでございます。また、スクリーンにつきましては、これは設置できるようになっておりますけれども、今のところは設置されていません。状況において設置するということですが、早目の判断が求められるというところだと思います。なお、審査の後で、現場に出向きまして状況確認をさせていただきましたことを改めて報告させていただきます。これにつきましても、採決では全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

以上でございます。

議長（西 宗亮君） これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第19号 災害弔慰金の支給等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第19号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第19号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（西 宗亮君） 起立全員です。

したがって、議案第19号 災害弔慰金の支給等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号 山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。
議案第20号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第20号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(西 宗亮君) 起立全員です。

したがって、議案第20号 山ノ内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号 山ノ内町し尿等投入施設設置条例の制定について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。
議案第21号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第21号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(西 宗亮君) 起立全員です。

したがって、議案第21号 山ノ内町し尿等投入施設設置条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

10 議案第38号 平成30年度やまびこ広場リノベーション親水施設工事変更請負契約の締結について

議長(西 宗亮君) 日程第10 議案第38号 平成30年度やまびこ広場リノベーション親水施設工事変更請負契約の締結についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長（竹節義孝君） 議案第38号 平成30年度やまびこ広場リノベーション親水施設工事変更請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、平成30年9月7日に議決をいただき、平穩土建株式会社と請負契約により工事を進めておりますが、変更の必要が生じたことから、当初の契約金額6,042万6,000円から6,156万円に増額する変更請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

細部につきましては、観光商工課長に補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（西 宗亮君） 補足の説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） [議案に基づく補足説明]

議長（西 宗亮君） これより質疑を行います。

11番 小淵茂昭君。

11番（小淵茂昭君） 11番 小淵茂昭です。

100ミリから200ミリの変更ということなのですが、この変更理由2つ載っているんですが、こちらに係る費用、下はその他現場精査、軽微と書いてあるんですが、配管の変更は見積もり段階で、現場見積もり見落としかもしれません、これだけの費用というのは幾らかかったのか、その点をお知らせください。

議長（西 宗亮君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） お答えいたします。

変更理由のそれぞれ増になっている芝舗装面積では約43万8,000円の増でございます。排水管の口径の変更に伴う増ですが、こちらが約16万1,000円の増でございます。その他は残り、こちらにつきましてはプラスマイナスありますが、全体としまして53万5,000円の増となります。

以上です。

議長（西 宗亮君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第38号を採決します。

議案第38号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（西 宗亮君） 起立全員です。

したがって、議案第38号 平成30年度やまびこ広場リノベーション親水施設工事変更請負契

約の締結については、原案のとおり可決されました。

1 1 同意第 1 号 山ノ内町副町長の選任について

議長（西 宗亮君） 日程第11 同意第 1 号 山ノ内町副町長の選任についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 同意第 1 号 山ノ内町副町長の選任についてご提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い、山ノ内町副町長の選任について、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものであります。

選任同意を求めようとする氏名等は次のとおりであります。

住所、長野市吉田 1 丁目28-17。

氏名、小松健一。

生年月日、昭和40年 5 月 9 日。

任期は、平成31年 4 月 1 日から平成35年 3 月31日までの 4 年間であります。

提案理由は、任期満了による新たな選任であります。柳澤さんには 4 年間副町長として、長年の県職員の経験を生かし町政にご尽力いただき感謝申し上げます。私の 4 期目の就任の挨拶に、阿部知事を訪れ、その際、環境省農政部への町職員の派遣を伝え、県へは技術職員派遣要望をし、かなわなかった旨お話しする中で、人事交流的観点から、県職員で戻って幹部職員になる方をと要望し、快く了承いただき、現在議会事務局企画幹兼課長補佐の小松さんをご推薦いただき、総務部長立ち会いのもと面接し、懇談の結果、今回副町長として選任しますので、ご同意をお願いいたします。

以上です。

議長（西 宗亮君） 質疑を行います。

11番 小淵茂昭君。

1 1 番（小淵茂昭君） 11番 小淵茂昭です。

提案された新しい副町長、新任の方、私の勝手な計算すると53歳ぐらいじゃないかと思うんですが、まず、通常でいくと県現職という考えですけれども、任期 4 年間という提案ですが、小松さんの立場はどういう処遇で町の副町長にされるのか、県職の立場なのか専属職になるのか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（西 宗亮君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） 県の規定によりますと、退職し山ノ内町の身分として副町長に選任いただくということになります。また、任期満了になりますと、お戻りいただいて県職員の身分に復帰するというふうにお聞きしております。

以上です。

議長（西 宗亮君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第1号を採決します。

同意第1号 山ノ内町副町長の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（西 宗亮君） 起立全員です。

したがって、同意第1号 山ノ内町副町長の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

12 同意第2号 固定資産評価員の選任について

議長（西 宗亮君） 日程第12 同意第2号 固定資産評価員の選任についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 同意第2号 固定資産評価員の選任についてご提案申し上げます。

本案は、前職の退任に伴い、地方自治法第404条第2項の規定により、固定資産評価員の選任について議会の同意をお願いするものであります。

住所、長野市吉田1丁目28-17。

氏名、小松健一。

生年月日、昭和40年5月9日（53歳）。

任期は、平成31年4月1日から平成35年3月31日までです。

理由は、現職副町長が平成31年3月31日をもって退任となるため、後任の副町長を選任するものであります。

ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長（西 宗亮君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第2号を採決します。

同意第2号 固定資産評価員の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(西 宗亮君) 起立全員です。

したがって、同意第2号 固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

13 陳情第1号 最低制限価格の設定に関する陳情書

議長(西 宗亮君) 日程第13 陳情第1号 最低制限価格の設定に関する陳情書についてを上程し、議題とします。

陳情第1号につきましては、お手元に配付してあります報告書のとおり、総務産業常任委員長から会議規則第75条の規定によって継続審査の申し出がありました。

お諮りします。陳情第1号について、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号 最低制限価格の設定に関する陳情書については、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

14 陳情第2号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書を提出する事を求める陳情

15 陳情第3号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税(仮称)で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書

議長(西 宗亮君) 日程第14 陳情第2号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書を提出する事を求める陳情及び日程第15 陳情第3号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税(仮称)で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書についてを一括上程し、議題とします。

ただいまの陳情につきましては、去る3月7日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

8番 山本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 山本良一君登壇)

総務産業常任委員長(山本良一君) 8番 山本良一。

それでは、陳情審査をご報告いたします。

平成31年3月27日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

総務産業常任委員長 山 本 良 一

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第2号

2. 受理年月日 平成31年1月21日

3. 件 名

(陳情第2号) 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書を提出する事を求める陳情

陳 情 者 日米地位協定を見直す会 共同代表 難波希美子

4. 付託年月日 平成31年3月7日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

引き続き、陳情第3号にまいります。

平成31年3月27日

山ノ内町議会議長 西 宗 亮 様

総務産業常任委員長 山 本 良 一

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したから、山ノ内町議会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第3号

2. 受理年月日 平成31年2月12日

3. 件 名

(陳情第3号) 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税(仮称)で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書

陳 情 者 一般財団法人 日本熊森協会 会長 室谷悠子

4. 付託年月日 平成31年3月7日

5. 審査結果 不採択すべきものと決定

以上でございます。

審査の経過について若干触れさせていただきますが、最初に、継続となりました最低入札価格に関する審査結果内容、若干触れさせていただきます。

ご説明させていただきますが、この陳情については、以前から繰り返し出されて、そのたびに不採択となってきたという経緯がございます。内容についても、今回もほとんど同様の趣旨のもので、審査に当たっては、不採択を求める意見、また、今議会任期が最終議会ということもありまして継続するのは無責任ではないかというご指摘もいただいております。ただ、今回は、審査の中で従前余り指摘したことのない部分、そもそも設計価格算定の方法あるいはその根拠、前提となるべき設計価格の根拠はどうしているんですかという点について質問があったんですが、これについては、残念ながら今回の審査の中で担当のほうから明確な回答が得られなかった。また、近隣市町村あるいは県などの対応についても調査していないということもありましたもので、その件を担当課に対して調査して報告するようにというような明示をいたしまして、継続とさせていただきます。ゆえに次期に送るという解決に対しては、私ども任期5月までありますもので、臨時議会の開催も十分に検討できるということで、決して無責任には当たらないと自負しております。採決の結果では賛成多数という形での採択となっております。

次に、陳情第2号について申し上げます。

陳情第2号については、全国知事会の出された提言が至極真つ当なものと考えますことから、採択すべきものとの結論に至ったものです。

次に、陳情第3号に移ります。

陳情第3号については、陳情者の会のお名前などから察していただけるように、動物愛護と自然保護を命題とする団体ではないかこちらでは推測しておりますが、さきに承認いただきました議案第16号中の森林環境譲与税の使い道という形での陳情になっておりますが、当町の方針とは大きな差異がある、この点がまず1点です。

また、森林を皆伐して天然林にせよという内容はいささか乱暴にすぎる行為だなという形で、実行された場合に災害すら起こしかねないということで、当町の状況を考えるとふさわしくないという解釈に至りまして、全会一致での不採択とさせていただきます。

以上、報告させていただきます。

議長（西 宗亮君） これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

陳情第2号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第2号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

陳情第2号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(西 宗亮君) 起立11名で多数です。

したがって、陳情第2号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを求める意見書を提出する事を求める陳情については、総務産業常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第3号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(西 宗亮君) 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第3号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

陳情第3号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(起立なし)

議長(西 宗亮君) 起立なしです。

したがって、陳情第3号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税(仮称)で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書については、総務産業常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決定されました。

16 発委第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出について

議長(西 宗亮君) 日程第16 発委第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

山本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 山本良一君登壇)

総務産業常任委員長(山本良一君) 8番 山本良一。

今ほどは、陳情第2号賛成いただきましてありがとうございます。それに関する今回の発委になります。

発委第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成31年3月27日提出

総務産業常任委員長 山本良一

平成31年3月 日議決

山ノ内町議会議長 西宗亮

では、朗読させていただきます。

全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書（案）

2018年10月、辺野古に新基地建設反対を掲げた知事を沖縄県民が選んだにもかかわらず、国はその民意を無視し工事を強行に進めています。このことでも問題になったように、日米地位協定は、日本国憲法の理念、そして地方自治の根幹をも揺るがしかねない協定です。日米地位協定の考え方（補足版）第二条第1項に「米軍は、わが国の施政権下にある領域内であれば、どこにでも施設・区域の提供を求められる権利が認められている。わが国が米軍の提供要求に同意しないことは、安保条約において予想されていない」とあるように、日本全国どこにでも米軍基地ができる可能性があることになっております。

そんな中、全国知事会では、2016年11月から6回にわたり「米軍基地負担に関する研究会」を開催し、2018年7月にとても意味のある提言を発表いたしました。そこで、当町議会は、国に対し下記のことを強く要請します。

記

1. 日米地位協定の見直しをすること。
2. 国は地方自治の権限を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年3月 日

衆議院議長 大島理森 様

参議院議長 伊達忠一 様

内閣総理大臣 安倍晋三 様

長野県山ノ内町議会議長 西宗亮

以上でございます。

議長（西宗亮君） 質疑を行います。

12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 12番 小林克彦です。

趣旨は十分前段で理解できるわけですがけれども、肝心の「強く要請する」、1項、2項ある

わけですけれども、1のほうの日米地位協定の見直しをすること、これの表現だけでよろしいかどうかの議論はございましたでしょうか。それから、この文章自体が、例文があったのかどうか、そこを伺います。

議長（西 宗亮君） 8番 山本良一君。

総務産業常任委員長（山本良一君） お答えします。

議論はございました。例文もございました。日米地位協定の見直しというのは、今回前提となっております米軍基地に関する提言、全国知事会の提言に4項目ほど羅列してある中にこのまま入っていますもので、それを引用いたしました、こういう形になっている。2に関しては、いろいろな会議の中では、これは憲法第8章「地方自治」という部分の章を念頭に置かれるものところらでは解釈しております。

以上です。

議長（西 宗亮君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第1号を採決します。

発委第1号についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（西 宗亮君） 起立11名で多数です。

したがって、発委第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出については、原案のとおり可決しました。

17 発議第1号 種子法廃止にともなう万全の対策を求める意見書の提出について

議長（西 宗亮君） 日程第17 発議第1号 種子法廃止にともなう万全の対策を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

6番 布施谷裕泉君、登壇。

（6番 布施谷裕泉君登壇）

6番（布施谷裕泉君） 6番 布施谷裕泉です。

発議第1号 種子法廃止にともなう万全の対策を求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成31年3月27日提出

提出者 山ノ内町議会議員 布施谷 裕 泉

賛成者 山ノ内町議会議員 渡 辺 正 男

平成31年3月 日議決

山ノ内町議会議長 西 宗 亮

内容を読まさせていただきます。

種子法廃止にともなう万全の対策を求める意見書（案）

主要農作物種子法は、1952年の制定以来、都道府県が開発した優良な種を奨励品種と定め生産者に提供することで、国民への安定供給はもちろん、知見流出を防ぐ大きな役割を果たしてきました。しかし、政府は、民間の参入を妨げているとして、2017年の通常国会に廃止法案を提出し成立、昨年4月に廃止されました。同法は、都道府県における種子生産の根拠になってきたことから、中長期的な予算確保が困難となり、安価で良質な種子の安定供給が困難になることも予想されるようです。

農林水産省は、種子供給に必要な地方交付税は今後も確保するとするものの、法の後ろ盾がなくなる以上、将来に向けて供給体制が守られる保証はありません。また、政府は、同じく2017年に成立した農業競争力強化支援法を根拠に、各都道府県が持つ種子生産の知見を民間企業に積極提供する方針を示しています。これは、海外の種苗大手による種子開発の独占につながり、伝統的な種子の淘汰、単一化、種子価格の高騰など、これまで当然に行われてきた農業ができなくなる事態も予想されるようです。また、遺伝子組み換え品種が生み出されることで、食の安心・安全が脅かされることも危惧されます。

種子は、農業や食料生産の基盤であり、国民の共有財産です。よって、国及び政府におかれは、食料主権の観点から日本の種子を保全するため、下記事項を実現されるよう強く要望いたします。

記

1. 食料主権と食の安全を守り、公共財としての多様な日本の種子を保全するために、主要農作物種子法の復活または同法の趣旨を盛り込んだ新たな立法を行うこと。
2. 参議院農林水産委員会の附帯決議に基づき、都道府県での財源確保、種子の国外流出禁止、種子独占の弊害の防止などに万全を期すこと。
3. 都道府県が有する種苗生産の知見について、民間企業への提供促進を規制した農業競争力強化支援法第8条第4号を削除すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月 日

衆議院議長 大島理森 様

参議院議長 伊達忠一 様

内閣総理大臣 安倍晋三 様

農林水産大臣 吉川貴盛 様

長野県山ノ内町議会議長 西 宗 亮

それでは簡単に、意見書に至った経緯を申し述べさせていただきたいと思います。

主要農作物種子法、いわゆる種子法が廃止された理由に、米などの品質が安定し役割を終えたこと、また、国際競争力を持つための民間との連携の必要性を挙げています。しかし、表に出てこない理由の一つにTPPの存在があります。そのTPP協定の第18章に、知的財産権についての記載があります。このTPP自体、企業が国を訴えることができるISDS条項の存在が示すように、多国籍企業が非常に有利になるような仕組みになっています。多国籍企業にとりまして、安価での種子の供給を可能にしている種子法は貿易障壁となってしまいます。そうならないように国内法の整備を急いだということが大方の見方でございます。企業が目指すところは当然シェアの拡大であり独占です。利益が上がるものを優先するのは当然のことで、結果、生まれるのは、その国の、そしてその地域での種子の多様性の喪失です。これは非常に大きな意味を持っています。長野県が、今、制定を目指しております独自の種子条例には、信州の伝統野菜等の種子保存の支援がしっかり入っております。

また、ほかに心配されることの一つとして、種子法廃止法案とセットで制定されました農業競争力強化支援法があります。知見の提供を促していますが、しかし、その先には遺伝子組み換えが見えてきます。今、日本での食料衛生法のもとでは栽培は認められていませんが、今後の貿易障壁を見据え、変更は恐らく間違いのないことだと思います。また、アメリカの多国籍企業が遺伝子組み換え種子とセット販売している除草剤に含まれるグリホサート、この健康被害は周知の事実でございますけれども、特に憂慮すべきことだと思います。

議員各位には、さきに資料をお渡ししておりますけれども、今このように独自の条例制定している県が5県、長野県のように制定を目指している県が5県、また、復活を求める意見書や対応を求める意見書は全国で100件を超えています。全国的な危機感のあらわれと見るべきところだと思いますけれども、当町におきましても種子法廃止から広がる先々の状況を憂う観点から、本意見書提出への賛同を切にお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

議長（西 宗亮君） これより質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 12番 小林克彦です。

提案者に三、四点伺います。

まず、この意見書（案）、これは、私とった資料の範囲ですと、全国市町村、国会に意見書が50件を超えているという資料があるんですが、この意見書、この内容、私、この後でまたお聞きしますけれども、独自のものか一緒のものかお願いします。

議長（西 宗亮君） 6番 布施谷裕泉君。

6番（布施谷裕泉君） これは、実は農業新聞の調査ということで、1月時点での結果というこ

とで認識しています。

議長（西 宗亮君） 12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） まず、いわゆるデメリットが記載されているんですが、多少この文章、下の記でも、種子法になじまない文言があるんです。そもそも、これまでの種子法で国が主要作物としていたものは何と何ですか。

議長（西 宗亮君） 6番 布施谷裕泉君。

6番（布施谷裕泉君） 米、大麦、小麦、もう一つ、麦の一つでございまして……
（「大豆」と言う声あり）

6番（布施谷裕泉君） そこへ大豆と、5点でございます。

議長（西 宗亮君） 12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 私は、確かにいろいろな問題はあるけれども、これこそ地方分権の最たるものということだと思います。先ほど提案者のお話でございましたとおり、長野県はそこへ加えて、ソバ、信州の伝統野菜及び将来に向けて種子生産を継続する必要がある在来品種というのを加えるということなんです。これについてはどうお考えですか。

議長（西 宗亮君） 6番 布施谷裕泉君。

6番（布施谷裕泉君） 先ほどもちょっと背景の説明の中で触れさせてもらっていますけれども、長野県として独自の条例に加えたということは非常に先を見た対応だということで評価をいたしますし、そういった意味で、全国的にこの分野広がればいいなというふうに思っております。以上です。

議長（西 宗亮君） 12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 同じように、長野県はことし制定するということですが、既に5県、ことしは予定では長野県を含む4道県ですね、北海道とあと3県という予定だそうです。そこで、各地が、我が県はこれを守っていききたいというのを計上するというので、まことに時代に即した、日本全国、米と麦と豆だけでいいのかということではないと思います。

それから、この文章中に、遺伝子組み換え品種が生み出されること、食の安全とありますが、遺伝子組み換えのほうは種苗法、知的財産権を守る、今も長野県のリンゴやブドウが某国で大量生産されて非常に心配と憂慮されているんですが、こちらは厳しくなりました、ことし。それから、そちらの遺伝子組み換えのほうは、それはまた別のほうで規制されていまして、食品衛生法、食品安全基本法、飼料安全法、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律、これらで規制をかけていくということでございまして、何ら種子法の廃止とは無関係だと思いますが、いかがですか。

議長（西 宗亮君） 6番 布施谷裕泉君。

6番（布施谷裕泉君） 直接的なつながりは薄いかもしれませんが、現在、遺伝子組み換えについては、議員おっしゃるとおり、確かに種苗法の中で、種苗法と特許ということで今制約をするしかない、種子法がなくなってきたのはそういうことなんですけれども、いろいろと

先々で関連してくるという可能性も踏まえて、最終的に遺伝子組み換えが国内を席卷するという事態、これを何としても避けなければいけないということで、その種子法から今示させてもらっております農業競争力強化支援法、これで知見保全、民間に提供しろというふうに義務づけているんですね。促進しているということもございまして、関連性があるということで、ここに提案の一つ、理由の一つにさせていただきます。

議長（西 宗亮君） 12番 小林克彦君。

12番（小林克彦君） 最後です。長野県の出資管理団体、長野県原種センター、これについては県も継続して管理していくということを表明していますが、これについてはどう評価されますか。それだけ伺っておきます。

議長（西 宗亮君） 6番 布施谷裕泉君。

6番（布施谷裕泉君） これにつきましても、長野県としては非常に先を見たすばらしい対応だと思います。先ほど触れませんでしたけれども、国の種子法がなくなることで、各都道府県への予算配分、そのもとがなくなったんですけれども、ここにちょっと触れていますように交付金措置をするというふうなことでなっております。ただ、交付金措置というのは、あくまでも交付金措置で、財源の基盤として非常に曖昧なものがありますので、あえてこれは長野県も含む都道府県で頑張っていますけれども、これは国として、ぜひ種子法あるいはそれにかわるしっかりとした根拠法を作成すべきだというふうに思っております。

議長（西 宗亮君） ほかにありませんか。

8番 山本良一君。

8番（山本良一君） それでは、若干ご質問させていただきます。

ただいま小林議員が大半がやった部分とほとんど重なるわけですが、いわゆる附帯決議という形は、自民・公明、与党が、日本維新の会に当時の民進党も加わっているという形での附帯決議でございます。そこには種苗法によって補える、地方自治体に対しては地方交付税を確保するという形で書かれておりますが、この辺の附帯決議に関してはどの程度のウエートを持っているのか。

議長（西 宗亮君） 6番 布施谷裕泉君。

6番（布施谷裕泉君） 今、お手元に種子法の廃止の附帯決議あるいは競争力強化支援法に関する附帯決議、資料としてお配りしてありますけれども、そもそも附帯決議として記載はされておりますけれども、種子法の附帯決議につきましては、これをしっかり守っていただきたいということと、それと強化支援法につきましては、先ほどしっかり守ってもらいたいというふうなことも含めて記載してあります。ただ、最後の強化支援法の一つになっております、先ほど申しましたように民間に知見を提供するというのも、そこも入っていません。そこも削ってくださいというふうな内容でございます。

議長（西 宗亮君） 8番 山本良一君。

8番（山本良一君） それでは、もう1点ですけれども、先ほど触れられた、例えば食品衛生法

の安全基準という形の中では、例えば米や麦などというものは遺伝子組み換えは認められていないので、日本国内生産でそもそもできないのではないかという意見もあるんですが、それに関してはどうですか。

議長（西 宗亮君） 6番 布施谷裕泉君。

6番（布施谷裕泉君） これにつきましても、先ほど触れましたように、食品衛生法で国内では栽培することできません。ただ、種子、加工品については、これは遺伝子組み換えの上限が5%というふうになっておりますけれども、これがまた5%まで上げられました。そういう状況も踏まえて、種子そのもの、遺伝子組み換えの種子がここには入ってくるということで、花粉も含めてそれが広がってくると。そういうことの中で、他国ですけれども特許法によって訴えられたという裁判が起こされているという事実もございますので、そういうことも踏まえて事前の予防に対する準備をしていくということで認識しております。

議長（西 宗亮君） 8番 山本良一君。

8番（山本良一君） 種子法という形の中でやっていって、それを受けて、種子法と同様のような形で、先ほども小林議員おっしゃったように、自治体が条例をつくっているという形がまず現実に出てきていると。その中に、要するに民間も今度は加われるということになったら、よりよくなるんじゃないかなという意見があることも事実なんですけど、総じて言えるのは、要するに2018年4月に廃止されて、議会の中で、今回突然この段階で出てきたという部分に関して、要するに勉強する部分、議会がね。そういうのは必要じゃなかったですかという意見がいらっしやるのはどうですか。

議長（西 宗亮君） 6番 布施谷裕泉君。

6番（布施谷裕泉君） 今のご意見については、確かにいきなりというふうな印象を与えてしまったということは、非常に順序としてというふうに反省する点もございます。自分の中では、一般質問なりに加えたり、いろいろと町民の数名の方から、種子法についてというふうな直接ご意見あるいは要望というふうな形を私自身受けておまして、本来であれば、本当に議会としてこれについていろいろと深めていくということが必要だったと思っておりますけれども、ここにそういう経過を至っているんですけども、あえてここで皆さんの賛同をいただければ、ここで提出させていただければありがたいなというふうに思っています。

以上です。

議長（西 宗亮君） 8番 山本良一君。

8番（山本良一君） これは、種子法の趣旨は十分お気持ちもご理解できる。ただ、若干失礼なんですけど、結局、きょう資料にいただき、初めて見る方もいらっしやると。皆様のご意見、ああそうだねという形で賛成される、否定される、そういうことあるんですが、どうも、ついでこの間の一般質問でもあったように、今回、要するに町提案の値下げを、前提が違って結論出しちゃったけれども、町民に対して否決、飯綱町などは値上げを否決して基金を使えということまでしている中で、私どもは値下げを反対して、結局値上げ提案をずるずるっといっちゃっ

て、でも、知らなかったという形では済まないと思うんですね。国へこれを提案する以上、議員が全体で理解して、質問されたときに一人ひとり全員が答えられる程度までのものがないと、非常にいい内容だといっても、なかなか難しい。だから、そういった点では、今後一つの物事を考えるときに、議員の全てのレベルを上げると言っちゃ失礼だね。議員にみんな意思を統一したような形で勉強会を開くなど、そういったことが必要じゃなかったかという意見もございますが、どうですか。

議長（西 宗亮君） 6番 布施谷裕泉君。

6番（布施谷裕泉君） 先ほども申しましたように、議会としての共通認識をいかに図るかということ、これ非常に大事なことだと思います。そういうふうには思いますけれども、今回提案させていただきました、これからぜひ深めていただきたいというふうなことで、たびたびそういうふうな勉強会あるいはセミナー、必要になることも予想されますので、ぜひ今後に向けてのそういった動きの中で図っていきたいというふうに思います。今回はこれをぜひお認めいただきたいと思います。

以上です。

議長（西 宗亮君） 質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、本案に対し反対者の発言を許します。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 次に、本案に対して賛成者の発言を許します。

9番 渡辺正男君、登壇。

（9番 渡辺正男君登壇）

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男。

発議第1号 種子法廃止にともなう万全の対策を求める意見書（案）に対し、賛成の立場から討論を行います。

廃止された種子法の正式名称は主要農産物種子法であり、主要な作物である米・麦・大豆の種子を国や都道府県が開発・管理し、普及する根拠となる法律でした。地域の風土に合った種子を開発して安価に供給することで、農家の生産を支えてきました。しかし、2017年4月、与党などの賛成多数で廃止法が成立、2018年4月1日に廃止されました。企業が種子分野に参入するのに障害になっているなど、財界が内閣府の規制改革推進会議などの場で主張してきたものであります。種子法は都道府県が種子を開発する予算の根拠になってきました。廃止により予算が減って、研究開発が弱まる危険があります。多国籍企業が種子の供給を支配して種子価格が高騰したり、遺伝子組み換え種子が多く出回ったりするのではないかという不安の声が広がっています。

現在、アメリカ（米国）では既に9割が遺伝子組み換え大豆となっています。遺伝子組み換

え大豆の中には、ラウンドアップレディと呼ばれる品種でモンサント社製のもの、モンサント社は、除草剤ラウンドアップを製造する会社で、種子の世界シェアを狙っている多国籍企業であります。大豆栽培は雑草との戦いです。除草剤を散布しても枯れないように遺伝子操作された大豆がラウンドアップレディであります。

ちなみに、日本食には欠かせないみそ、しょうゆ、豆腐、納豆など、日本の大豆の自給率は平成27年度7%しかなく、輸入大豆の7割が米国産であります。皆さんは、畑ごと除草剤まみれの中で栽培された大豆を食べられるでしょうか。また、子供や孫に食べさせられるでしょうか。

今後、最も危惧されるのは、昨年アメリカ農務省で認可されたばかりのゲノム編集の商業作物の日本上陸であります。繊維が多い小麦、高オレイン酸の大豆などが既に商品化されています。余りの速度に法整備が追いつかず、現時点でゲノム編集された作物が隣の畑で栽培されても届け出の義務さえありません。昨日、NHKの報道でもありましたけれども、この夏にもゲノム編集されたものが、食品が市場に出回るということが報道されていました。これは遺伝子を見ても、一部のゲノムを突然変異を起こさせたりいろいろするもので、組み換えで別のものから持ってきた遺伝子を組み換えてあるものとは違いまして、編集されたものであるということの特定が難しいという、そういう性質のものであります。

2018年、小農と農村で働く人々の権利に関する国連宣言には、農家の自家採取の権利が明記されています。今、世界の種の8割以上が小さな農家の自家採取や種の交換を通じたものになっています。農協や生協などの日本の種を守る会が取り組んだ、公共品種を守る新しい法律を求める署名は13万筆を超えています。地方自治体では、今後も農家が自家採取できるような枠組みづくりに乗り出しました。新潟、山形、埼玉、富山、兵庫の5県が既に条例を制定しました。長野、北海道、福井、岐阜、宮崎などでも新たな条例の施行を予定、検討しており、今後さらにふえそうであります。北海道は、稲、大麦、小麦、大豆の主要農作物に加え、畑作の輪作で重要な小豆、エンドウ豆、インゲン豆、ソバを対象作物としています。長野県も、ソバや伝統野菜などを組み込もうとしています。

国会では6つの野党会派が種子法の復活法案を提出し、委員会でも質疑が行われました。都道府県が種子の開発・普及などに責任を持って取り組めるよう、新たな法律を実現していくことが今求められています。こうした状況の中で、本意見書案は時宜にかなった内容であり、先行きに不安を抱く農家、農業団体の皆さんの要望、消費者の皆さんの願いにも合致するものがあります。議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（西 宗亮君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 宗亮君） 討論を終わります。

発議第1号を採決します。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(西 宗亮君) 起立7名で多数です。

したがって、発議第1号 種子法廃止にともなう万全の対策を求める意見書の提出については、原案のとおり可決しました。

18 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

19 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

20 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

21 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

22 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長(西 宗亮君) 日程第18から日程第22までを一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。)

議長(西 宗亮君) 以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中にも継続調査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(西 宗亮君) 異議なしと認めます。

したがって、5議案は各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査することに決定しました。

議長(西 宗亮君) ここで、先刻、新副町長の選任同意がなされましたが、3月31日をもって退任されます柳澤副町長からご挨拶をいただきたいと思います。

柳澤副町長、登壇し、ご挨拶をお願いします。

(副町長 柳澤直樹君登壇)

副町長(柳澤直樹君) このたび任期満了により副町長を退任いたします。この間、議員の皆様方には、いわゆるよそ者、ばか者の私にもかかわらず、心温かく迎え入れていただき、多方面にわたりご指導、ご鞭撻賜りましたことを改めて厚く御礼申し上げます。

私は就任当初から町民の皆様に訴え続けてきたことがございます。それは山ノ内町が自然環境、伝統文化、さらに人材、いずれの面におきましても、県下77市町村の中で最も豊富な地域資源を抱えているということでございます。今日に至り、ますますその思い強くしているところでございます。本当にありがとうございました。

議員の皆様、今後健康に気をつけて、新しい期も、また引退される先生もいらっしゃいますが頑張っていたきたいと思います。本当に4年間ありがとうございました。

議長（西 宗亮君） 4年間、大変ご苦労さまでした。退任されましても、健康には十分ご留意いただき、町政発展のため、今後とも引き続きご指導を賜りますようお願いを申し上げます。本当にご苦労さまでした。

議長（西 宗亮君） 次に、新たに副町長に選任同意されました小松健一君がお見えですので、ご挨拶をいただきたいと思います。

事務局で案内する間、しばらくお待ちください。

（議会事務局職員 小松健一君を議場内へ先導する。）

議長（西 宗亮君） それでは、小松健一君、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（新副町長 小松健一君登壇）

新副町長（小松健一君） 来る4月1日付をもちまして、副町長を拝命することになりました小松健一でございます。

私は、これまで県職員として仕事をしてまいりました。今後はその経験も生かしてまいりたいと思っておりますが、まずは地域についてしっかりと学び、住民の皆様の思いに寄り添って仕事をしていくことが大切だと思っております。

議長を初め、議員の皆様からのご指導、ご鞭撻を賜りながら、竹節町長のもと、町職員の皆様と一緒に、山ノ内町のために力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（西 宗亮君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長（西 宗亮君） 閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は3月7日から本日までの21日間の会期でありましたが、一般質問においては9名の議員が登壇され、竹節町長4期目に当たっての所信に関する質問、また、産業振興、教育や福祉などの町の諸課題について、さまざまな見地から活発な論戦が展開されました。議案審議では、平成31年度当初予算や平成30年度補正予算を初め、条例の制定と一部改正など、数多くの重要案件についてご審議をいただきました。とりわけ新年度予算の審査に当たりましては、予算決算審査委員会において慎重かつ真剣に審査をいただき、厚くお礼申し上げます。

提出されました審査意見はもとより、本会議、委員会での意見や提言につきましても、今後の行財政運営に十分反映されますよう強く要望したいと思います。

新しい年度が始まるとともに、新しい時代の始まりもすぐそこまで近づいています。可決した予算がより効果が上がり住民益をもたらすよう、町、議会、そして住民が一体となってまちづくりが推進されますようお願い申し上げます。

今議会は、平成最後の定例会であるとともに、議員任期最後の定例会でもありました。任期中、議場において町長を初め、管理者、管理職の皆さんとさまざまな施策や課題について議論を重ねてまいりましたが、このことは議会の使命と議員の職責から、ひとえに町の活性化や町民福祉の向上、そして当町の繁栄を願う一念からでありました。また、議会の活性化はどうあるべきか、議員同士お互いに議論を重ねてきた4年間でもありました。

私ども議員は、来るべき5月31日をもって任期が満了するわけではありますが、今回引退される議員各位におかれましては、今後は健康に十分ご留意いただき、当町発展のため、さらなるご指導とご協力をお願い申し上げます。また、引き続き立候補を予定されている議員各位におかれましては、来る4月21日の町議会議員選挙で当選の栄位を勝ち取ることができますよう心からお祈り申し上げます。

本日ここに、無事閉会を迎えられることを改めて感謝申し上げますとともに、議員、理事者、管理職各位に重ねてお礼申し上げ、各位のますますのご活躍とご多幸を祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

議長（西 宗亮君） 町長から閉会の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 平成31年第2回山ノ内町議会定例会に閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本議会定例会は3月7日から21日間の会期中、2日間の一般質問では、今回の町長選挙や4期目となる町政運営について11の公約を掲げた施策を中心に活発なご意見とご議論をいただきました。また、平成31年度一般会計予算を初め、特別会計など予算関連の議案、条例改正、副町長選任の人事案件など、全ての議案を原案どおりご承認いただき、ありがとうございます。

3月14日には3小学校、15日は中学校、26日には5保育園において、在校生、保護者、先生方、議員、地元関係者に見守られ、厳粛な雰囲気の中、平成最後の卒業式・卒園式が感動に包まれ無事終了いたしました。希望に満ちた生徒や園児たちの晴れ晴れしい笑顔は、いずれ笑顔輝く元気なまちづくりの大きな力になってくれるものと確信いたしました。

3月14日、JNTO（政府観光局）理事長の清野さんにインバウンド推進についてのご講演をいただきました。清野さんは、それまでJR東日本の社長をなさっており、昨年JNTO理事長に就任された際、ご挨拶に伺い講演会についてご依頼し、また、知事や観光部長にも開催の提案をし実現したものであります。安倍総理が示した2020年東京オリンピック・パラリンピックまで、訪日外国人旅行者4,000万人という目標達成のため、世界各国にネットワークを持って推進すること、地方の魅力をPRし、東京、大阪、京都といった大都市から全国各地への

旅行客を分散させること、受け入れ体制を整えるため、国や旅行業者のみならず、地方の自治体や観光団体、住民の協力が不可欠であることなどをご提言いただいたところです。また、私のご要望どおり、お泊まりは湯田中温泉、翌日はスノーモンキーやソラテラスを楽しんでいただきました。

3月15日から16日、スキー100周年記念で始めました志賀高原スノーモンキービアライブも、ことしで8回目となりました。全国からクラフトビール社が18社ほど、生バンド演奏も13グループほど参加し、イベントを盛り上げました。真冬の志賀高原の風物として定着しつつあり、ことしも2日間で2,800名の方にご来場いただきました。私も毎年参加しておりますが、会場内は外国人、町内外の皆さんがグラス片手に楽しんでおり、年齢も冬の寒さも忘れるほどの熱気でした。

有線電話放送にかわる新たな防災無線の戸別受信機は既に940台、メール配信も270人、連日試験放送を行っておりますが、今のところクレームやトラブルもございませんが、4月1日から本格稼働もスムーズに開始できるものと思っております。一朝有事の際、いち早い情報伝達により災害を未然に防ぎ、かつ最小限になるよう努めてまいりたいと思っております。

4月1日より従来の職員提案制度を大幅に見直します。職員提案及び改善事例報告を職員に広く求め、事務事業の改善、職員相互の啓発及び自己能力の開発を図り、活力ある職場づくりとともに、住民サービスの向上、行政の効率化を目指してまいりたいと思っております。従来の報償も大幅に改めるとともに、人事評価の参考とすることにしました。今回の提案制度が、まちづくりは人づくりにつながる自信と誇りの持てる郷土づくりの一助になるものと期待しているところでございます。

昨日、名誉町民蟻川浩雄さんが、お嬢さん、お孫さんと3人で来庁され、例年のことですが、ことしも500万円ご寄附いただきました。今までは図書に限定しておりましたが、用途につきましては幅広く活用いただきたいとのことでした。蟻川図書館建設費1億5,000万円のほか、毎年500万円、数年に一度、改修費などを別枠で30年近く、未来ある子供たちのためにのご寄附には、重ね重ね感謝申し上げたところでございます。

4月1日より町として初めて、環境省国立公園課に2年間、また、長野県農政部マーケティング室に1年間、職員を派遣します。国や県とのパイプ役になってもらうとともに、情報収集、情報発信、職員のスキルアップにもよい影響を与えるものと確信しておりますし、町の基幹産業である観光と農業の振興に大いに役立っていききたいなど、こんなことも考えております。

馬場直人君と滝沢こずえさんは、2月6日の日に世界選手権に日本代表として出場報告に町を訪れ、町体育協会長、志賀高原スキークラブ長とともに激励し見送りました。結果、世界選手権に引き続き開催されましたユニバーシアード冬季大会において、馬場君は男子30キロフリー個人で見事金メダル、また、滝沢こずえさんは3×5キロリレー団体で銀メダルを獲得する快挙でした。町としてお二人の大活躍をたたえるため、本日庁舎玄関に馬場君、滝沢さんとともに個人名入りの懸垂幕を掲揚し、さらには新たにオリンピックやワールドカップ、世界選

手権、ユニバーシアードなど世界大会で活躍したアスリートに報償金要綱を設け、第1号、第2号としてお二人をたたえました。今後も、東京や北京オリンピックを初め、各種世界大会での活躍と後輩たちの励みになっていただければと大いに期待しているところでございます。

議会定例会としては、平成かつ議員最後の議会となりますが、4年間ご苦勞さまでした。4月16日告示、21日には町議会議員選挙の投開票が行われます。今期で引退される議員の皆様には、これまで本当にありがとうございました。また、引き続き立候補される議員の皆様には、さらなるご健闘を祈念申し上げます。いずれの方も、引き続き自信と誇りの持てる郷土づくりに限りないご理解とご協力を切にお願いするところでございます。

また、任期満了により退任される柳澤副町長には、長年県職員としての知識や経験を生かし私を支えていただき町政発展にご尽力いただきましたことに、この場をおかりし、ねぎらいと感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

最後になりましたが、季節の変わり目、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、行政に対して従前にも増してご理解、ご協力を賜りますとともに、ますますのご活躍を祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉 会

議長（西 宗亮君） これにて平成31年第2回山ノ内町議会定例会を閉会します。

長時間、ご苦勞さまでした。

（閉 会） （午後 3時48分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年 月 日

山ノ内町議会議長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員